

# 香川高等専門学校放射線障害防止管理規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

**第 1 条** 香川高等専門学校（以下「本校」という。）における教職員の放射線障害の防止に関しては，独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規程（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 31 号）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(組織)

**第 2 条** 校長は，本校の放射線障害の防止に関して総括する。

2 放射線障害防止に関する組織は，別図のとおりとする。

(放射線取扱主任者)

**第 3 条** 本校に，放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者が旅行，病気その他の事故により，その職務を行うことができないときは，その期間中，その職務を代行させるため，主任者の代理者を置く。

3 主任者及び主任者の代理者は，エックス線装置の使用について，十分な知識及び技能を有する者のうちから校長が指名する。

(主任者の業務)

**第 4 条** 主任者は，香川高等専門学校安全衛生委員会規程（以下「安全衛生委員会規程」という。）第 3 条第 1 項第 4 号に定める安全管理者と密接な連携の下に，次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 予防規程等の制定及び改廃への参画
- 二 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- 三 法令に基づく申請，届出，報告の審査
- 四 立入り検査等の立会
- 五 異常及び事故の原因調査への参画
- 六 使用状況等及び施設，帳簿，書類等の監査
- 七 関係者への助言，報告及び指示
- 八 教育訓練の企画，実施
- 九 その他放射線障害防止に関する必要事項

(標識の掲示)

**第 5 条** 校長は，エックス線装置の種類及び定格出力を明記した標識を当該装置又は

その付近の場所に掲示しなければならない。

(警報装置)

**第6条** 校長は、エックス線装置に電力が供給されている場合、その旨を警報する装置を当該装置のある場所の入口に設けなければならない。

(取扱者)

**第7条** エックス線装置は、エックス線装置を取扱うことができる者（以下「取扱者」という。）として登録された者でなければ使用することができない。

2 エックス線装置を取扱おうとする者は、あらかじめ所定の様式により、主任者を経て校長に届け出なければならない。

3 校長は、前項の届け出があつたときは、登録者名簿に登録するものとする。

(使用)

**第8条** 取扱者は、エックス線装置を使用する場合は、主任者の指示の下に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 エックス線装置使用簿に必要な事項を記入すること。

二 装置の種類、防護機能にしたがった使用方法とすること。

三 使用後は、装置、標識等の整理整頓をすること。

四 その他被ばくに対する十分な注意を払うこと。

(記録)

**第9条** 放射線業務に従事した者は、その都度、所定の様式により、当該事項について記録しなければならない。

2 校長は、前項の記録を5年間保存するものとする。

(保守、管理)

**第10条** 主任者は、放射線障害の防止のため、エックス線装置及びこれに付随する設備の保全状態、防護具、防護用測定機器等の点検を常に行わなければならない。

(定期検査)

**第11条** 校長は、エックス線装置を設置し、又は変更した後、当該装置等を初めて使用する場合及び使用を休止しているエックス線装置の使用を再開する場合は、当該装置の検査を行わなければならない。

2 校長は、前項の検査終了後1年を越えない期間ごとに1回以上の定期検査を行わなければならない。

3 校長は、第1項及び前項の検査を行うときは、職員のうちから当該装置の検査に

ついて十分な知識及び技能を有する者を検査員に指名し、その者に行わせるものとする。ただし、検査員の指名が困難な場合は、専門機関に委託し、安全衛生委員会規程第3条第4号に定める安全管理者を立ち合わせた上、検査を行うことができる。

4 校長は、第1項及び第2項の検査結果について、所定の様式により記録を作成し、3年間保存するものとする。

(教育訓練)

**第12条** 校長は、職員を放射線業務に従事させる場合には、放射線障害の防止のため次の各号に掲げる事項について、教育及び訓練を行わなければならない。

- 一 放射線の人体に与える影響に関すること。
- 二 放射線の危害防止に関すること。
- 三 エックス線装置等の取扱いに関すること。
- 四 人事院規則等の関係法令に関すること。

(放射線障害を受けた場合又はおそれのある場合の措置)

**第13条** 校長は、放射線障害を受け又は受けたおそれがあると認められる者がいるときは、当該職員が速やかに医師の診察又は処置を受ける措置を講じなければならない。

(緊急時の措置)

**第14条** 地震、火災その他の災害並びにエックス線装置の取扱いにおける事故が起つたことにより、放射線障害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、次の各号の定めるところにより、措置しなければならない。

- 一 当該事態を発見した者は、直ちに、可能な限り応急の措置を講ずるとともに、主任者（主任者がいない場合は主任者の代理者）に通報すること。
- 二 前号の通報を受けた者は、直ちに発見者に適切な指示を与えるとともに、必要に応じて消防署又は警察署に通報し、校長に報告すること。
- 三 校長は、前号の報告を受けたときは、その旨を遅滞なく関係機関の長に届け出るものとする。

(雑則)

**第15条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

別図（第2条関係）

